

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>(2)技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) 総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライフサイエンス等の重点4分野へのメリハリのある重点化を図る。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○各府省が概算要求を行った平成15年度の科学技術関係の主要な新規・既存施策について、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、優先順位付け（SABCの4段階）を行った。 ○優先順位付けの結果が政府予算案の編成に反映されるよう、大臣及び有識者議員が、関係大臣や財政当局に直接説明するなどのフォローアップを行った。 平成15年度予算案における科学技術関係予算への優先順位付けの反映については、14年度当初予算額からの伸率で見ると、一般会計分で、 S：+21.2%、 A：+3.4%、 B：▲4.7%、 C：▲73.5% (第23回総合科学技術会議(H14.12.25)財務省提出資料より)</p>		<p>○第2期科学技術基本計画の達成に向けた政府研究開発投資の拡充。真に重要な施策に対する研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分。</p>	<p>○府省の枠を超えて総合的に研究開発が推進され、成果が社会に還元されるよう、総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等を基に実施状況を把握・調整する。 ○専門調査会等での検討を踏まえ、6月を目途に「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を作成する。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <p>・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・平成15年度政府予算案において、科学研究費補助金等を含む競争的研究資金制度全体で前年比1.4%増を達成。</p> <p>・平成15年度において、プログラムオフィサー計236名、プログラムディレクター計13名の配置を予定。また、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金に関する平成15年度予算については、新たに繰越明許費に指定予定。</p> <p>・競争的研究資金制度について、総合科学技術会議で評価を実施することについて、平成15年1月28日の総合科学技術会議で決定。</p>		<p>予算の拡充、制度改革、競争的研究資金制度の評価について、引き続き、意見具申、フォローアップ等に努める。</p>	<p>①競争的資金制度改革に関するとりまとめを予定 ②総合科学技術会議における競争的研究資金制度の評価を実施 ③制度改革、評価結果の制度・予算への反映とフォローアップの実施及び競争的研究資金制度の拡充に努める</p>
<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <p>・関係府省は、財務省との協議の上で、平成15年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越える個別の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・総合科学技術会議に設置した競争的資金制度改革プロジェクトにおいて、平成14年6月に中間まとめを行い、競争的研究資金の年度間繰越を柔軟に行えるよう検討を提言。</p> <p>・科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金に関する平成15年度予算について、新たに繰越明許費に指定予定。</p>		<p>研究機関での年度間繰越が実効あるものとなるよう、手続き等をさらに検討する必要がある。</p>	<p>年度間繰越の実施の簡素化、実施状況の把握等に努める。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (産業化支援) 総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイク口電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ITなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○各府省が概算要求を行った平成15年度の科学技術関係の主要な新規・既存施策について、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、優先順位付け(SABCの4段階)を行った。 ○優先順位付けの結果が政府予算案の編成に反映されるよう、大臣及び有識者議員が、関係大臣や財政当局に直接説明するなどのフォローアップを行った。 ○必要に応じて外部専門家等の意見も踏まえて、IT等の各分野について科学技術の推進に係る方策等の調査・検討を行っているところ。 ○平成15年度政府予算案において、科学技術関係予算は対前年度1.3%増、一般会計科学技術振興費は対前年度3.9%増となっており、一般歳出と比較して大きな伸びを達成。</p>		<p>○第2期科学技術基本計画の達成に向けた政府研究開発投資の拡充。真に重要な施策に対する研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分。</p>	<p>○府省の枠を超えて総合的に研究開発が推進され、成果が社会に還元されるよう、総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等を基に実施状況を把握・調整する。 ○専門調査会等での検討を踏まえ、6月を目途に「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を作成する。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略/環境産業の活性化 ・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動への環境の負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○環境分野の分野別推進戦略に従って、関係府省の科学技術関連施策の連携・調整を図った。 ○「温暖化対策技術プロジェクトチーム」(平成14年6月19日決定)を設置し、バイオマスのエネルギー転換技術を始めとする温暖化対策技術に関する研究開発戦略について調査・検討を行った。</p>			<p>○プロジェクトチームでの検討を、「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」に反映させる。 ○関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略/環境産業の活性化 ・燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○環境分野の分野別推進戦略に従って、関係府省の科学技術関連施策の連携・調整を図った。 ○「温暖化対策技術プロジェクトチーム」(平成14年6月19日決定)を設置し、燃料電池・水素燃料利用を始めとする温暖化対策技術に関する研究開発戦略について調査・検討を行った。</p>			<p>○プロジェクトチームでの検討を、「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」に反映させる。 ○関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>
<p>(5) 地域力戦略/地域産業の活性化 ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省は、バイオマスの総合的な利活用の推進に向けた「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定した(平成14年12月閣議決定)。</p>			<p>○「バイオマス・ニッポン総合戦略」に位置付けられた具体的な行動計画を着実に実施する。</p>

八. 規制改革

<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進)</p> <p>文部科学省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における大学のルールを整備する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)において、大学等における研究成果物、知的財産の管理について、関係府省に意見具申。また、「知的財産戦略について」(平成14年12月25日)において、大学等における知的財産、知的成果物の管理について、関係府省に意見具申。</p>			<p>関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進)</p> <p>経済産業省は、平成14年度中に国有特許を民間へ譲渡する場合の価格決定ルールを設定する。また、平成14年度中に産業活力再生特別措置法に基づく委託研究先への特許権の帰属について、原則、関係府省全研究委託費への拡大を図る。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)において、産業活力再生特別措置法第30条の適用拡大、国立大学や独立行政法人研究機関の特許権等の簡便な価格評価について、関係府省に意見具申。また、「知的財産戦略について」(平成14年12月25日)において、産業活力再生特別措置法第30条の適用拡大について、関係府省に意見具申。</p>			<p>関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (産業化支援) 文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>科学技術システム改革専門調査会に、有識者からなる研究開発型プロジェクトチームを設け、企業、大学等、公的研究機関での研究開発の成果の実用化、事業化を効果的に推進するための具体的な方策について、集中的に調査・検討を行っている。 平成14年11月9日に「研究開発型ベンチャー創出に関する当面の対応課題について(案)」を提言した。</p>			<p>研究開発型ベンチャープロジェクトチームにおいて審議・検討を進め、本年度内を目途に最終まとめを行う予定。</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進) 総合科学技術会議の定めた方針等を踏まえ、組織的な産学官の新しい連携を推進する。連携は大学と企業の相互作用であり、双方向的に実施する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・平成14年6月15、16日に京都市で、産学官連携の第一線のリーダーや実務者を対象とした全国レベルの「第1回産学官連携推進会議」を開催した。 また、平成13年度に続き、平成14年11月18日に東京で、全国の産業界、大学・研究機関、地方自治体等のトップによる「第2回産学官連携サミット」を開催した。 さらに、「地域産学官連携サミット」を、平成13年12月末までに実施済の九州、近畿、北海道、中部の各地域に加え、東北(H14/1/26、仙台市)、中国(2/2、広島市)、沖縄(2/16、那覇市)、四国(2/23、高松市)、関東(3/16、東京・品川)、中国(11/9、松江市)、中部(12/12、名古屋市)の合わせて9地域ブロックで11回開催した。</p>	<p>・これらの会議には、合わせて1万人以上が参加し、産学官連携の気運が大きく盛り上がりとともに、国全体として産学官連携の推進により経済の活性化を図るという意識がトップから現場まで共有されるとともに、産学官一体となって改革を実行する具体的な道筋が明確化されるなど大きな成果を得た。</p>	<p>・これまでの成果を確固たるものとするため、具体的な成功事例の公表などを盛り込みながら、継続的に会議を開催していくことが必要。</p>	<p>②平成15年末 平成15年6月7、8日に京都市で、第一線のリーダーや実務者を対象とした「第2回産学官連携推進会議」を開催予定。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>○産学官連携による研究開発・事業化等の推進</p> <p>総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、起業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学 技術会議</p>	<p>○科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、関係府省から平成14年度補正予算として要望されている科学技術関係施策について、ヒアリング・検討を行った。</p> <p>○関係府省の施策は、民間需要誘発効果や雇用創出効果が特に高く、現下の低迷する経済への即効性が認められるとともに、将来の科学技術の発展を通じて産業基盤の強化にもつながるだけでなく、第2期科学技術基本計画の着実な推進にもつながるものであった。そのため、これらの施策について、所要の経費の確保が必要である旨、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が財政当局へ働きかけを行った。</p> <p>○平成14年度補正予算において、科学技術関係予算として3,238億円を確保。</p>		<p>研究開発型ベンチャーの創出</p>	<p>総合科学技術会議は、研究開発型ベンチャー創出のため、有識者からなる研究開発型ベンチャープロジェクトチームを設けて審議・検討を行っており、今後、具体的な方策を取りまとめていく予定。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>
二. 金融システム改革					
<p>・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
1. 新しい金融システムの枠組み (2)中小企業貸出に対する十分な配慮 (ア)中小企業貸出に関する担い手の拡充(銀行免許認可の迅速化)	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 銀行免許認可の迅速化については直ちに対応。 中小企業貸出信託会社については、速やかに検討。あわせて、信託業について金融審議会において幅広く検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 信託業については金融審議会の下WGにおいて検討中(11月27日、12月27日に信託WG開催)。 		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業貸出信託会社については、速やかに検討。あわせて、信託業について金融審議会において幅広く検討。
(イ)中小企業再生をサポートする仕組みの整備(RCC信託機能の活用スキームの創設等)	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生信託型スキーム(RCC信託機能の活用スキーム)の創設。「オフバランス化につながる措置」の明確化をあわせ公表(11月22日)。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生信託型スキーム(RCC信託機能の活用スキーム)の創設。「オフバランス化につながる措置」の明確化をあわせ公表(11月22日)。 これらにより、再生可能性のある中小企業の再生と主要行の不良債権処理促進との両立を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 15年3月期末に向け、金融機関による当該スキームの活用を促す。
(ウ)中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月期決算から適用。 	<ul style="list-style-type: none"> みずほHDに対して業務改善命令を発出(1月31日)。 		<ul style="list-style-type: none"> 引続き各期決算において対応。
(エ)中小企業の実態を反映した検査の確保	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務局長へ指示(11月15日)。 		<ul style="list-style-type: none"> 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。

<p>(オ)中小企業金融に関する モニタリング体制の整備 ①「貸し渋り・貸し剥がしホット ライン」の創設</p>	<p>金融庁</p>	<p>・金融庁に開設(10月25 日)。財務局等に開設(11月1 日)。 ・PR用チラシを作成し、各財 務局・財務事務所に加え、地 方自治体、商工会・商工会議 所などに順次配付済み。</p>	<p>・金融庁に開設(10月25 日)。財務局等に開設(11月1 日)。 ・PR用チラシを作成し、各財 務局・財務事務所に加え、地 方自治体、商工会・商工会議 所などに順次配付済み。</p>		
<p>②「貸し渋り・貸し剥がし検 査」の実施(ホットラインで得 た情報の整理・分析体制の 整備等)</p>	<p>金融庁</p>	<p>・ホットラインで得た情報の整 理・分析体制を整備し、その情 報を検査・監督で活用。重大 な問題があると判断される場 合には、その金融機関に対 して報告を徴求するほか、必要 があれば検査を実施し、適切 な行政処分。</p>	<p>・関連部局に情報分析担当者 を配置。整理分析された情報 を検査・監督に随時活用。</p>		<p>・整理分析された情報を検査・ 監督に随時活用。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備等の施策を講ずる。</p>	金融庁	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>
二. 金融システム改革					
<p>・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備等の施策を講ずる。</p>	金融庁	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。	財務省・総務省・税制調査会		・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本を含む「基本方針2002」が閣議決定された。さらに、それらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる各税にわたる改正を行うこととしている。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。
ロ. 歳出改革					
○キャリアアップのためにIT分野の専門的人材の育成を図る。	総務省	・情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成する情報通信人材研修事業支援制度（平成13年度本予算0.5億円、平成13年度補正予算0.5億円）により、25件の研修事業が採択され、約1,300人を対象に研修を実施した。 また、平成14年度は7億円の予算で152件を採択し、研修を実施中である。	平成14年度は、152件の研修事業が実施中であり、今年度内に約6,800人のIT分野の専門的な人材が育成される見込み。	e-Japan重点計画2002において、2005年度までに約1万2000人のIT分野の技術者を育成することとしており、この目標を達成するため、引き続き積極的に取り組んでいく。	・平成15年度予算においては、引き続きIT分野の専門的な人材の育成を支援するとともに、ITビジネスモデル指定に係る情報通信人材研修事業の助成金の上限を1,000万円に引き上げた（通常の上限は500万円、平成15年度予算額4.98億円）。 ・平成16年度以降も専門的な人材の育成を積極的に支援していく。 (高度IT人材育成センター開設支援事業、平成14年度補正予算6億円)